

を二三里も遠き處へ引移し、可然と申候由御聞被遊候、阿部川に罷有る遊女共は賣物にてはなく候や、賣物とあるは諸色一樣の事なるに、左様に遠き所へ遣し候ては、阿部川町のもの共は渡世のいたし方も無之筈の儀也、唯今迄の處に、其儘差置候やふにと被仰付と也、其後は阿部川町の繁昌日頃に倍し、御旗本中勝手衰微の族多出來之由、風聞有之候となり、其秋に至り、九兵衛を被爲召、此間は町方にて躍を仕る聲、御城内へも相聞へ候、御覽被遊度おぼしめされ候間帶手拭やうのもの迄も、新に支度致に不及、有合の衣服にて、御城内へおどりを入させ候様にと被仰出候に付、駿河總町を三つに割、支度を調、御城内へ躍を差上候處に、おどり子はやし方の者に至迄、握り赤飯御酒など迄被下置、三ヶ夜の躍相濟候已後、九兵衛を被爲召、阿部川町のおどりはいかが致候哉と御尋に付、阿部川町は、遊女町の義に候を以、差除き不申付由被申上候へば、御聞被遊、御年寄られ候ては、女子共のおどりこそ御覽被成度思召候得、木男計のおどりはさのみ面白くおぼしめされざるとの仰に付、夫より俄に阿部川町江も躍を差上候様にと有之、阿部川町中一組の大おどりを用意仕り、来る幾日の夜と相定りたる處に、總遊女共の中にて、其比人々もてはやし候名有女共の義は、其名を書付指上候様にと有之、其夜のおどりの中休みの節に至り、右の書付に乗たる遊女どもの義は、御板椽の上へあげ置申様にと有之、壹人ヅ、御前へ被召呼、銘々の名迄をも、御直に御尋あそばされ罷立歸候節、御次の間にて、へぎに乗たる御菓子取頂戴致させし辻福阿彌小聲に成り、此已後若し御人指にて被召呼候義なども有べき間、左様相心得罷在候様にと、銘々江申聞候と也、此取沙汰かくれなく聞候に付、右御前へ罷出候遊女共の義は、いづれが御目にとまり、不圖可被召呼も難計、左様の節御尋に付ては、何事をか可申との氣遣を以、歴方の阿部川通ひはひしと相止候と也、

〔嬉遊笑覽九
娼妓〕柴屋町、箕山云、近江國大津遊廓に、世に柴屋町といひならはし侍れども、馬場町な